

那塩環第554号
令和5（2023）年 1月16日

株式会社 IWD 栃木
代表取締役 杉山 孝 様

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

産業廃棄物安定型最終処分場 第三期整備事業（最終処分場の拡張）
計画段階環境配慮書に対する意見について（通知）

標記の件について、那須塩原市環境影響評価条例第12条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

記

- 1 事業実施想定区域周辺には複数の住居が存在することから、工事の実施及び供用後における生活環境への影響を可能な限り回避又は低減するとともに、事業計画について、地域住民（近隣の不動産所有者を含む）に丁寧な説明を行い、理解を得るなど地域と調和した施設となるように努めること。
- 2 事業実施想定区域は、現在の最終処分場の敷地内で事業実施可能性のある範囲を包含するように広めに設定している計画となっている。事業実施想定区域周辺には複数の住居が存在することから、土地利用計画において、造成森林面積の拡大について、検討すること。
- 3 今回の事業は、既存の最終処分場を拡張するものであることから、法令等に基づく環境影響調査、あるいは自主的に行ってきた環境調査等のデータを用いて、既存の最終処分場の整備及び供用により周辺の環境がどのように変化したかを把握し、その結果を今回行う拡張事業に係る予測、評価及び環境保全措置に反映させること。
- 4 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行う等、適切に対応すること。
- 5 地域住民が特に懸念している大気質、騒音、振動は、方法書において、調査・予測・評価の方法を明確にし、現地調査は必ず実施すること。

- 6 今回の事業は、地下水への影響が懸念されることから、水質・水象は、方法書において、調査・予測・評価の方法を明確にし、現地調査は必ず実施すること。また、事業区域が拡張することから、観測井戸の数を増加させること。
- 7 本市では、希少野生動植物種の生息・生育が確認されており、486種をレッドリストに選定していることから、植物、動物、生態系は、方法書において、調査・予測・評価の方法を明確にし、現地調査は必ず実施すること。
- 8 周囲500mの近隣を対象とした地域住民等説明会議事録でのQ2アスベストに関する質疑・回答では、アスベストの搬入がないかのような説明がなされているが、配慮書3ページ表2.2-1 処理対象とする廃棄物の種類には石綿が含まれている。口頭説明と配慮書との整合において、アスベストの搬入の有無が不明なため、いずれが正確な情報であるかを明らかにし、次回の説明会において、地域住民等へ再度、説明を行うこと。
- 9 法令等に基づく環境影響調査のデータは、方法書において、別冊資料として提出すること。

那須塩原市市民生活部環境課環境保全係
担当：中山
電話：0287-62-7141 Fax：0287-62-7202
Email：kankyou@city.nasushiobara.lg.jp